



参院選の争点にならなくても、参院選後の憲法改正の可能性は大違憲状態国会による憲法改正発議は、憲法の否定!

今夏の参院選は、依然として「非」人口比例選挙

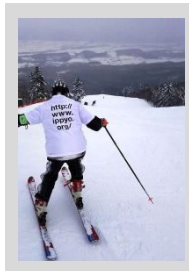
今夏の参院選での1票の不平等(住所差別)では、**40%の国民が、国会議員の過半数(74議席)を選ぶことができます。**この仕組みでは、多数の国民の意見は、国会の過半数の決議に結びつきません。

このような意思決定の仕組み(つまり、**国民の多数意見が抹殺される意思決定の仕組み。**)は、憲法56条1項(多数決ルール)、1条(国民主権)、前文第1文(国民主権、正当な選挙)に違反します。

衆院選挙制度改革・アダムズ方式でもダメなぜなら、「国民主権」(国民の多数が、国会議員の多数を選ぶ仕組み)にならないから

「衆議院選挙制度に関する調査会」(佐々木毅座長)の「調査会」の答申が採用した「アダムズ方式」は、全く評価できません。なぜなら、アダムズ方式で議席を配分しても、依然として、多数の国民が多数の国会議員を選べないからです。

またもや、国民の多数意見は、国会議員多数決を通じて否定されてしまうのです。



【サポーター活動レポート①】
シャツ活@富良野スキー場(2016)「1人1票実現というゴール目がけて進め！」
北海道選挙区の1票の価値は、0.54票。同じ雪国で、新潟選挙区の1票の価値は、0.33票です。

「アダムズ方式」と「1人別枠方式」は似たもの同士

平成23年最高裁判決は、各都道府県にまず定数1を配分する「1人別枠方式」の廃止を求めました。

アダムズ方式では、都道府県の人口を一定の数で割り、その商の小数点以下を切り上げて定数とします。従って、「1人別枠方式」と「アダムズ方式」では、**最初に1を振り分けるか(「1人別枠方式」)、切り上げによって後で1を振り分けるか(「アダムズ方式」)**、の差になり、実質的には変わらないといえます。

平成24年最高裁判決は、

「投票価値の平等が憲法上の要請であることや、…**都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかりな形で改めるなど、…、できるだけ速やかに違憲の問題が生じる前記の不平等状態を解消する必要がある。**」(14頁6~13行。下線 強調 引用者)

と述べ、都道府県単位を維持することによる投票価値の不平等を否定しています。

自民党改憲草案47条は、人口比例選挙を否定しています。

民主主義は多数決

「アダムズ方式」は、どちらかといえば、1票の価値の最大と最小を比較してその最大値を縮めることを最も重視した選択肢ととれます。

もし、調査会が、国は、**国民の多数意見に基づき、政(まつりごと)を行うという憲法上の要請(多数決)を満たす目的を最も重視し、平成23、24年最高裁判決の判旨に従つ**

て改革案を検討したとすれば、「アダムズ方式」以外の方式が導かれた可能性があります。



最高裁は、判決の度に、「速やかに違憲の状態を解消しなさい」と判決するも、国会は一向に解決しようとし無い。これはまるで、国会議員が、最高裁判官の顔に泥を塗っているようなもの。この先、裁判官の顔には、ずっと泥がついたままなのか。

例えば、都道府県の単位を取り払って県境を跨ぐ案、またはブロック制を用いるなど、実務上可能な限りの人口比例(1人1票)案が導かれる可能性も十分考えられます。

現段階で、調査会が「アダムズ方式」に帰結したのも無理もないかもしれません。なぜなら、従来の最高裁判決では、「憲法は国民(主権者)の多数決による意思決定を予定している」という民主主義の要である『多数決ルール』への言及がゼロだからです。

「民主主義は多数決」。憲法に定められたこのルールは、その憲法がその国の法である限り、何人も否定することはできません。

違憲状態国会が、憲法改正発議を行うことは、憲法は全く予定していません

今の日本の国政の意思決定の仕組みは、憲法の要請する「国民主権」になっていません。

憲法改正は、憲法に基づいて行われます。憲法改正の議論を始めたいのであれば、まず、憲法が要請する1人1票の選挙を実現することです。違憲状態の選挙で選ばれた国会議員が憲法改正の発議を行う国は、法治国家とはいえません。

ご存知ですか? 公開されている自民党改憲草案(「改憲案」)のいくつかをご紹介します。

Q1 改憲案(21条)では、言論の自由がなくなる?

現憲法	自民改憲草案
1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。	1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。 2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

A1 改憲案21条2項は、言論の自由を否定しています。

この改憲案21条2項によれば、国会、政府(=行政府)、裁判所(=司法)が、【言論、集会、結社、出版、その他の表現の活動の目的が、公益及び公の秩序を害する】と判断したときは、その言論、集会、出版、その他の表現の活動、結社を禁止します。

Q2 改憲案(47条)は、人口比例選挙を否定している?

現憲法	自民改憲草案
選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。	選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。 この場合においては、 各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。

A2 改憲案(47条)は、人口比例選挙を否定しています。

各選挙区は、**人口以外の要素(行政区画、地勢等)を勘案して定めなければならないこと**になります。

Q3 改憲案(98条、99条)の「緊急事態条項」は、諸外国も持つ条項であり、日本の憲法にも必要ですか?

A3 米国連邦憲法には、「緊急事態宣言」条項はありません。その代り、緊急事態に関する法律を整備しています。それでも、米国は、先進国の一つです。

日本でも、緊急事態の発生(テロを含む)については、緊急事態対策に関する諸法(注2)を補強、整備すれば足りる。
(注2) ①災害対策基本法、②武力攻撃事態法における国民の保護のための措置に関する法律、③原子力災害対策特別措置法、④石油コンビナート等災害防止法

重要なのは、実際に対応が必要となった時に、既に制定されている法律をしっかりと運用できるよう、国および地方自治体が予め準備しておくことです。

また、1933年、ナチスが『緊急事態宣言』によって人権を停止し、独裁政権を創ったという事実も忘れるわけにはいきません。

サポーターのコメント動画配信が始まりました!!

投票価値の不平等についてどう思いますか?

私は言いたい!

「一人一票の実現に向けて思うこと」を自由に語ってもらう動画配信企画が始まりました!
当国民会議のHPで順次公開中です。

全国の皆様からのメッセージを大募集しております。詳しくは、ippyo@ippyo.org までお問い合わせ下さいませ。



#001 おかしいことはおかしい。不
正常のものは正常にしたいとい
うことで、私は参加しました。



#002 神奈川在住の私が1票持っ
ていないことに、怒りとともに愕然
といたしました。



#003 1人1票は国民の権利であ
り、主権の第一歩です。



#004 1人1票実現に賛成です。私
は1人1票と表現の自由は、憲法
にとって重要だと思っています。

次回最高裁裁判官国民審査用の「切り抜き」は ↓こちらになります (2016年3月現在)。

次回衆院選については、7月の衆参ダブル選挙、
4年の任期満了(2018年)を待たずに年内解
散など、様々な憶測が飛び交っています。
国民審査は、衆院選と同時にされます。
国民審査は、選挙同様、国民の参政権です!
主権者として、情報に基づき、しっかり行使しま
しょう。



切り抜いて、冷蔵庫の扉に、はっておいて下さい。

【サポーター活動レポート②】

ドイツ連邦議会の議員の 方々との意見交換



さる2016年3月3日、升永英俊弁護
士と伊藤真弁護士は、ドイツ連邦議
会「選挙審査・不逮捕特権・議事規
則委員会」訪日団の方々との昼食
会に参加されました。

訪日団ご一行様の来日の目的は、
日本の選挙制度や司法の役割等の

状況に関する情報収集で、メンバー
には、弁護士資格や裁判官としての
職務経験を持つ議員の方も含まれ、
選挙制度のみならず、現在の日本の
政治状況全般に関して幅広くお話さ
れたとのことでした。

(2016.3月現在)次回「国民審査」用:
平成27年最高裁判決での、各裁判官の意見
無印: 1人1票に賛成
×: 1人1票に反対

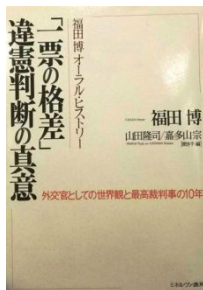
×	×	意見
大谷直人 (裁判官)	小池裕 (裁判官)	次回審査対象の裁判官 (出身)

最高裁判所が、
「憲法は1人1票を要求している」
と判決すれば、1人1票は実現します。
国民は、1人1票反対の最高裁判官への
有効投票の過半数の不信票(×印)で、
自らの手で、1人1票を実現できます。

この「切り抜き」を見ながら適法に投票できます。

切り抜き

図書室からのおすすめ



福田 博 オーラル・ヒストリー
「一票の格差」違憲判断の真意
外交官としての世界観と最高裁判事の10年

最高裁での審議の実態と判断根拠、最高裁の機構について、
その思想の根拠を語った記録

ISBN 9784623075492
定価 本体2,800円+税 (ミネルヴァ書房)

『民主主義は多数決』、この民主主義における意思決定の
世界共通のルールが、本書のキーワードになっています。

注目!

仮認定NPO法人になりました!

これまでの活動と、サポーターの皆様のご支援により、
当国民会議は、東京都から仮認定NPO法人に認定されました!
これにより、当国民会議へのご寄附は、**確定申告**により、税額控除を受けることができます。
---税額控除を受けるためには当国民会議の発行する**領収証が必要**です---
~ 税の優遇措置について詳細は、同封の**送り状(裏面)**をご参照ください。~

領収証送付のご依頼方法は---

- ◆ (ゆうちょ銀行へのご寄付の場合) : 専用払い込み用紙にご住所の明記を忘れないようにお願いします。
- ◆ (銀行へのご寄付の場合) : 領収証送付希望先のご住所氏名のご連絡をお願い致します。
ご連絡先 : (FAX) 03-3780-3221 (Eメール) ippyo@ippyo.org ※HPの申込みフォームからもご依頼いただけます。
- ◆ (カードでのご寄付の場合) : HPの申込みフォームから、ご依頼いただけます。